# 静止気象衛星に関する懇談会 運営要領

気象庁は、静止気象衛星の整備・運用のあり方や観測データの利活用について、様々な知見を有する有識者の方々に幅広くご議論をいただくために、下記により静止気象衛星に関する懇談会(以下「懇談会」という。)を開催する。

記

(任務)

- 1 懇談会の任務は、次のとおりとする。
  - (1) 国内外の気象衛星開発や運用の動向を踏まえ、静止気象衛星の整備・運用のあり方等について助言をすること。
  - (2) 静止気象衛星の観測データの利活用に関して幅広い視野から意見交換を行い、利活用技術の進展及び社会における利活用促進に資すること。

## (活動成果のとりまとめ)

2 懇談会で行った活動の成果は、必要の都度、懇談会がとりまとめるとともに、気象庁ホームページ等を通じて積極的に社会への還元を図る。

## (懇談会の構成員)

- 3 懇談会は、委員及び気象庁出席者で構成する。
- 4 懇談会に座長及び副座長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 5 懇談会の運営上必要があると認めるときは、座長は委員以外のものを参加させることができる。
- 6 気象庁出席者は、情報基盤部長が定める。

#### (委嘱及び任期)

7 委員は情報基盤部長が委嘱する。任期は、原則として2年以内とする。ただし、再任は妨げない。

## (招集)

8 懇談会は、必要に応じて座長が招集する。

#### (公開)

9 懇談会は非公開とし、資料及び議事概要を後日気象庁ホームページで公開する。

#### (庶務)

10 懇談会の庶務は、気象庁情報基盤部気象衛星課において処理する。

## (細目的事項)

11 この要領に定めるもののほか、懇談会の運営に必要な事項は、座長が懇談会に諮って定める。